⑺　Time-limit for tender : 15 : 00, 30 September 2022

⑻　Contact point for the notice : Environmental Remediation in Special Decontamination Area Contract Section, Accounting Division, Fukushima Regional Environmental Office, Ministry of the Environment. AXC Bldg. 6F, 11―25 Sakaemachi, Fukushima-shi, Fukushima-ken, 960―8031 Japan. TEL 024―573―7386

⑼　Others : As in the tender documentation.

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年８月５日

契約担当役

国立大学法人高知大学長　櫻井　克年

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　39

**○第１号**

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高知大学（医病）病棟新営その他電気設備工事

⑶　工事場所　高知県南国市岡豊町小蓮　高知大学岡豊団地構内

⑷　工事概要　本工事は高知大学医学部附属病院における、中央診療棟の一部改修（ＳＲＣ４他　改修延べ面積656㎡）及び病棟の新営（ＳＲＣ９　建築面積2,328㎡、延べ面積18,818㎡）の電気設備工事を行うものである。なお、別途発注として、機械設備工事を発注予定である。（建築工事は別途発注済み）

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和７年１月24日まで

⑹　使用する主要な資機材　電灯設備一式、動力設備一式、雷保護設備一式、受変電設備一式、電力貯蔵設備一式、構内情報通信網設備一式、構内交換設備一式、情報表示設備一式、拡声設備一式、誘導支援設備一式、テレビ共同受信設備一式、監視カメラ設備一式、入退室管理設備一式、火災報知設備一式、ナースコール設備一式、中央監視制御設備一式、集中自動検針設備一式、構内配電線路一式、構内通信線路一式

⑺　本工事は、工事施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」並びに「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人高知大学契約事務取扱規程第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、820点）以上であること。

⑷　平成19年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営又は改修工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

Ⅰ．単体又は共同企業体の代表者

鉄骨造又は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上４階建以上かつ延床面積が、9,000㎡以上の病院の新営又は改修電気設備工事を施工した実績

Ⅱ．共同企業体の代表者以外の構成員

鉄骨造又は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上２階建以上かつ延床面積が、5,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎又は事務所の新営又は改修電気設備工事を施工した実績

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の電気工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資費率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成19年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営又は改修工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

Ⅰ．単体又は共同企業体の代表者

鉄骨造又は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上２階建以上かつ延床面積が、5,000㎡以上の病院の新営又は改修電気設備工事を施工した実績

Ⅱ．共同企業体の代表者以外の構成員

鉄骨造又は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積が、3,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎又は事務所の新営又は改修電気設備工事を施工した実績

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④　共同企業体については、全ての構成員が①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑾　工事全般の施工計画が適正であること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人高知大学建設工事競争契約参加資格審査取扱要領（以下「参加資格審査取扱要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。